

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町（以下「三浦半島地域」という。）を訪れる観光客の滞在時間の延長及びそれに伴う平均消費額の増加につながる取組みの促進を通じた地域活性化を図るため、新たな滞在スタイルを提供する「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域まるごとホテル@三浦半島」とは、宿泊、食事、買い物、体験等の様々な事業者が地域一体となって、歴史、文化、産業等といった地域固有の魅力を活かしたストーリー性のあるパッケージを作ることによって、観光客が回遊して楽しむことができる新たな滞在スタイルを提供するエリアのことをいう。
- (2) 「宿泊事業者」とは、三浦半島地域内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた施設を運営する者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (3) 「飲食事業者」とは、三浦半島地域内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号。）第55条第1項に規定する許可を受けた施設を運営する者をいう。
- (4) 「その他事業者」とは、宿泊施設及び飲食施設以外の施設であって、三浦半島地域内で観光客向けのサービスを提供する別表1に定める者をいう。

(申請要件)

第3条 「地域まるごとホテル@三浦半島」として申請ができるエリアは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 前項に規定する宿泊事業者、飲食事業者、その他事業者（以下「各事業者」という。）が各1事業者以上参加していること。
- (2) 各事業者が所有する施設又はサービスの提供する場所が三浦半島地域内にあること。
- (3) エリアのアイデンティティを活かし、エリア全体の消費額を相乗的に高める取組が可能な範囲であること。
- (4) 宿泊、飲食、観光の機能がエリア内に分散していること。
- (5) エリア固有の資源（歴史、文化、産業等）を活かしたストーリー性のある回遊パッケージなどの地域一体となったおもてなし体制が構築されていること。

(実施計画)

第4条 各事業者は、エリア内における「地域まるごとホテル@三浦半島」事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を共同して作成する。

2 前項の規定による実施計画の様式は、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長（以下

「所長」という) が別に定める。

(申請)

第5条 「地域まるごとホテル@三浦半島」を実施しようとするエリアの代表者(以下「申請者」という。)は、第4条第1項に定める実施計画を添付の上、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請書(第1号様式)(以下、「申請書」という。)を所長に提出する。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、所長が別に定める。

(有識者委員会)

第6条 所長は、実施計画の審査にあたって、地域まるごとホテル@三浦半島有識者委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとし、委員会の設置に関しては、所長が別に定めるものとする。

(審査)

第7条 所長は、第5条に規定する申請を受理したときは、速やかに申請内容を調査し、関係する市町及び団体等に対し意見照会をすること並びに委員会から意見を聴取するものとする。

2 委員会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項等について審査し、その結果を所長に通知するものとする。

- (1) 事業目的及び計画の妥当性
- (2) 事業内容及び効果の妥当性
- (3) その他必要と認められる事項

(採択)

第8条 所長は、第7条第1項の規定による審査の結果を参考に事業を採択した場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業採択書(第2号様式)(以下「採択書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 所長は、第7条第1項の規定による意見照会及び同条第2項の規定による審査の結果を参考に採択しなかった場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業不採択書(第3号様式)(以下「不採択書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 所長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の通知の際に、意見を付けることができる。

(採択の取消し)

第9条 所長は、各事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) 事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき
- (3) 前2号の他、所長が「地域まるごとホテル@三浦半島」の実施に相応しくないと認めると

き

(4) 各事業者が第 18 条第 1 項の各号の規定に該当するとき

(事業の着手)

第 10 条 採択書を収受したエリアは速やかに「地域まるごとホテル@三浦半島」事業に着手するものとする。

(有効期間)

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定により採択の効力は、採択書の交付を受けた日から翌年度の末日までとする。

(「地域まるごとホテル@三浦半島」の呼称使用)

第 12 条 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業を実施する者は、事業の実施にあたり「地域まるごとホテル@三浦半島」の名称を使用することができるものとする。

(事業の変更)

第 13 条 申請者は、採択を受けた事業の内容を変更する場合には、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業変更届出書（第 4 号様式）（以下「変更届出書」という。）を提出し、所長の

承認を受けるものとする。ただし、変更内容が次の各号に掲げる要件以外の軽微な変更であって、事業全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

- (1) 各事業者に関する変更
- (2) 採択を受けた実施計画に基づく事業に関する変更
- (3) その他所長が認めたもの

2 所長は、変更届出書の承認について、必要があると認めた場合は、委員会の意見を聞くことができるものとする。

(申請の取下げ)

第 14 条 申請者は、第 5 条による申請を行ってから第 8 条による採択までの間に、事業の遂行が難しくなったこと等により申請を取下げる場合においては、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請取下げ届出書（第 5 号様式）により所長の承認を受けるものとする。

(事業の廃止)

第 15 条 申請者は、事業を廃止する場合には、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業廃止届出書（第 6 号様式）により所長の承認を受けるものとする。

(事業実施状況の報告等)

第 16 条 申請者は、地域まるごとホテル事業の実施状況を所長に報告するものとし、所長は、その内容を踏まえ必要に応じて、申請書に記載された事業を指導できるものとする。

(県調査への協力)

第 17 条 採択を受けた者は、所長が実施する本事業に関する調査に対して、特別な理由がない限り要請に応じることとする。

(暴力団排除)

第 18 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」の参加事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

2 所長は、必要に応じ、事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 所長は、参加事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、採択決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定により採択決定の全部又は一部を取り消した場合、事業の変更については、第 13 条の規定を準用し、事業の廃止については、第 15 条の規定を準用する。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

公園
美術館及び博物館
神社や寺院
農漁業体験
観光農園
アクティビティ
マリンスポーツ
レジャー施設
その他上記以外で国内外の観光客の利用が見込まれる施設として 所長が認めるもの

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請書

（申請者）エリア名

エリア

代表者（職・氏名）

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアについて、採択を受けるため、関係書類を添付して申請します。

- 1 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアの内容
別添実施計画のとおり
- 2 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアの着手及び完了の予定期日
採択日 から 令和 年 月 日（予定）
- 3 添付書類

連絡先

担当者：（団体名・氏名）

電 話：

電子メール：

令和 年 月 日

（事業者）様

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業採択書

令和 年 月 日付けで提出のあった「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る事業申請書について審査した結果、採択したので通知します。有効期限は〇年〇月〇日～〇年〇月〇日とします。
なお、事業実施等の手続きにつきましては、別途ご連絡いたします。

問合せ先
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター
企画調整部企画調整課 ○○
電 話:046-823-0290(直通)
電子メール:yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

令和 年 月 日

（事業者）様

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業不採択書

令和 年 月 日付けで提出のあった「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る実施計画について審査した結果、不採択としたので通知します。

問合せ先
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター
企画調整部企画調整課 ○○
電話：046-823-0290(直通)
電子メール：yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業変更届出書

（申請者）エリア名

エリア

代表者（職・氏名）

令和 年 月 日付けで採択を受けました「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る事業について、変更がありましたので、報告いたします。

- 1 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける参加事業者の情報変更
・
- 2 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける事業者の加入・脱退
・
- 3 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける事業計画の変更
（補助対象事業に係る変更の有無 有・無）
・
- 4 その他の変更

連絡先

担当者：（団体名・氏名）

電 話：

電子メール：

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業取下げ届出書

（申請者）エリア名

エリア

代表者（職・氏名）

令和 年 月 日付け採択を受けました「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアについて、申請を取下げますので、報告します。

連絡先

担当者：（団体名・氏名）

電 話：

電子メール：

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業廃止届出書

（申請者）エリア名

エリア

代表者（職・氏名）

令和 年 月 日付け採択を受けました「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアについて、廃止しますので、報告します。

連絡先

担当者：（団体名・氏名）

電 話：

電子メール：